

第22期第4回海区漁業調整委員会議事録

1 日時・場所

令和3年10月27日（水）午後1時30分～午後2時30分
秋田県庁 議会棟2階「特別会議室」

2 出席者

委員（定数10名）

加藤 和夫、船木 律、三浦 清、齊藤 一成、腰山 公正、
鎌田 誠喜、工藤 義彦、伊藤 公男、杉本 勇助、大竹 敦

事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：大山 泰
事務局：斎藤 和敬、橋本 羊子、保坂 芽衣、松井 崇人
農林水産部水産漁港課：山田 美沙登、小松 康宏

3 議事事項

- (1) くろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）
- (2) 知事許可漁業許可方針の改正について（協議）
- (3) あわび漁業及びなまこ漁業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間、許可の基準について（諮問）
- (4) 秋田海区漁業調整委員会指示（たも網等による沿岸ハタハタの採捕制限）について（協議）
- (5) その他
 - ① 秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について
 - ② その他

4 開会・あいさつ

○事務局（斎藤）

ただ今より、第22期第4回秋田海区漁業調整委員会を開会いたします。全員出席ということで、秋田海区漁業調整委員会規程第6条に基づき、本委員会が成立することを報告させていただきます。

それでは、はじめに加藤会長からご挨拶をお願いします。

○加藤会長

本日は全員ご出席いただきましてありがとうございます。ようやく新型コロナウイルス感染者が減ってきて、各業種で経済活動が再開されつつあります。これはワクチン接種が進んだことや、国民一丸となって感染対策を徹底したこと等の効果が現れたのではないかと思います。ただ、第6波が来る恐れもありまだまだ油断はできませんので、マスクの着用や手洗いなどの基本的な感染対策は継続していく必要があります。

さて、早いもので、今年もハタハタ漁の季節が近づいてきました。昨日、令和3年度第2回ハタハタ資源対策協議会が開催され、今年からの第9期資源管理期間では、従来の漁獲枠管理ではなく、漁法ごとの操業日数の制限による漁獲努力量の管理を行うことで決定しました。詳細については、11月の沖合漁業部会・沿岸漁業部会で協議することとなっておりますが、このように管理方法が変わっても、資源が減少している現状や資源保護の大切さは変わらないものと考えます。

本委員会においても、例年、ハタハタの資源保護の観点から、採捕の制限を委員会指示で出してまいりました。本年は、これを継続することに加え、従来は1年ごとに発動していた指示を、有効期間を3年として発動するとのことで提案されておりますので、皆様のご意見をいただければと思います。このほか、くろまぐろの漁獲可能量の変更や、知事許可漁業の許可方針改正などについても、皆様の活発なご意見と円滑な議事進行をよろしくお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

○事務局（斎藤）

ありがとうございました。

5 資料確認

（事務局が資料確認）

6 議事録署名委員選任

○議長

それでは議事に入る前に、議事録署名委員を指名いたします。今回は杉本委員と伊藤委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○杉本委員、伊藤委員

はい。

7 議事

議題1：くろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）

○議長

それでは議事に入ります。議題1について事務局より説明願います。

○事務局（保坂）

くろまぐろの令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更についての諮問です。（諮問文音読）

告示案をご覧ください。県全体の数量は変わりませんが、知事管理区分の定置網漁業と漁船漁業等に配分する数量を変更します。

6月の本委員会にて、くろまぐろの漁獲枠を有効に消化するため、県内での枠の融通や、留保の取扱いに関して協議いたしました。その中で、定置網漁業については、10月15日までに割当量の未消化があった場合、残枠の一部を漁船漁業等に融通できることとしました。改正前の配分数量をご覧ください。30kg未満の小型魚は、定置網漁業14.2トンに対して10月15日までの漁獲実績は11.8トン、漁船漁業は16.2トンに対して9.7トン、

秋田県全体では32.6トンに対して合計21.5トンの実績となっております。30kg以上の大型魚は、定置網漁業6.0トンに対して実績0.1トン、漁船漁業34.6トンに対して実績7.7トン、秋田県全体では43.5トンに対して合計7.8トンの実績となっております。融通量については、小型魚1.4トン、大型魚4.9トンをそれぞれ定置網漁業から漁船漁業に融通することとし、また、県留保については、小型魚2.2トンのうち、1.0トン定置網漁業に配分します。

これらの調整をしまして、小型魚は定置網漁業13.8トン、漁船漁業17.6トン、大型魚は定置網漁業1.1トン、漁船漁業39.5トンに数量を変更します。

なお、9月に水産庁仲介の融通要望調査があり、小型魚の譲受希望を出しましたが、残念ながら成立しませんでした。現在、11月2日までの要望調査が来ており、各地区の要望を取りまとめているのですが、水産庁との手続き完了が12月中旬となってしまふことから、可能な限り県内調整を検討したいと考えています。

また、来期については、国際会議で大型魚の漁獲枠が参加国一律15%増、我が国では約730トンが増加される見込みとなっております。小型魚は資源保護の観点から現状どおりの数量となる見込みですが、水産庁では、国内配分については、消化率や都道府県間での枠譲渡の実績により追加配分を考慮するとの説明がありました。

今期はまだ年内の操業予定がありますが、消化率を高めるような操業をしていただくとともに、残枠は他県に融通し、来期の追加分を得られるようにしていきたいと考えております。説明は以上です。

○議長

ただいまの説明について、何かご意見はございますか。

○工藤委員

今、北部では100kg以上の大型魚が揚がっているが、1日の本数が足りない状況。枠が残った場合はどうなるのですか。

○事務局（保坂）

残枠については、当初配分の1割を上限に、来期に繰越しできることとなっております。小型魚であれば、秋田県の当初配分は21.5トンでしたので、2.1トンは繰越しできます。大型魚の当初配分は28.5トンでしたので、2.8トンは繰越しできます。ただ、それ以上残ってしまった場合は繰越すことはできません。

○工藤委員

1割以上残してはいけないということですか。

○事務局（保坂）

秋田県の漁船漁業の漁期はおおむね12月末までには終わると想定されますが、昨年の場合、国への融通要望は1月と2月下旬に調査がありました。昨年度は、当時の残枠をいくらか秋田県で漁獲されたときのために確保しつつ、消化見込みがない分を他県に譲りました。今年度も操業状況を聞き取りながら調整を行い、他県に譲ることを考えております。

○工藤委員

了解しました。去年、北部はハタハタが来るのが遅かったために12月中旬までマグロを獲っていたが、今年は枠がかなり残りそうで、残った分が来期に影響すると困ると思

い質問しました。

○議長

他県に融通した場合、譲った分の来期の跳ね返りはあるのですか。

○事務局（保坂）

国の留保枠から配分されることになるので、留保枠がどれくらいあるかによります。

○議長

融通した分がそのまま返ってくるわけではないということですね。

○伊藤委員

12月を過ぎたらマグロを獲ってはいけないのですか。

○事務局（保坂）

県全体の枠は、4月1日から翌年3月末日までです。

○伊藤委員

枠があるうちは、翌年3月まで獲れるということですね。

1月2月に北部で水揚げはありますか。

○工藤委員

北部は青森県との協議で、12月いっぱいではやめるということになっているため、県内の融通も11月中旬までにしてほしいです。12月頃にはしけが多くなり、出漁日数も少なくなるので枠が残ってしまいます。昨年のようにある程度の量が獲れていれば大型魚も小型魚も枠を消化できますが、12月になり水温が下がると小型魚ばかり来て大型魚の枠を消化できません。他の地区は1月も2月も獲れるかもしれないが、北部は前述のとおり青森県との協議があり、県内の融通は早い方がいいがどうしても配分時期がずれてしまうので、消化率が悪いのは当然だと思います。

○議長

県としても国としても、枠をできるだけ消化したいという立場は変わらない。ただ、県から融通した分が来期にどのくらい追加配分されるかはわからないということですか。

○事務局（保坂）

何トンになるかはわかりませんが、他県に譲ったり、消化率が高い県に対して来期に追加配分するという事は確定しています。

○議長

そのまま持っていて余らせるよりは、他県に譲る方が得策ということですね。

○工藤委員

こちらは12月で終わるのでいいですが、男鹿の方はどうですか。

○伊藤委員

3月末まで獲れるなら獲りたいと思っていますが、その時期に南下するマグロはいるのでしょうか。

○工藤委員

マグロは沖合には1年中いるものの、冬はしけが多く、5トン未満の小さい船ではマグロがいる2000メートル先まで行くのは厳しいのが現状。

○伊藤委員

12月以降に獲る船のためにも、ある程度の枠は残しておいてほしいと思います。

○議長

先ほど事務局から説明があったように、去年は12月頃には漁が終わったので、その頃の操業状況をみながら多少は残しつつ融通するという方向でよろしいでしょうか。

○委員

（「はい。」の声あり）

○議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（保坂）

（答申案音読）

○議長

ただいまの答申案でよろしいでしょうか。

○委員

（「はい。」の声あり）

○議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題2：知事許可漁業許可方針の改正について（協議）

○議長

それでは次に移ります。議題2について、事務局から説明願います。

○事務局（保坂）

令和2年12月の改正漁業法施行に伴い、秋田県漁業調整規則も新たに定められており、新規の許可等を行う場合は、制限措置を定めて公示する必要があります。

あわび漁業及びなまこ漁業は、新しい秋田県漁業調整規則において知事許可漁業に追加され、令和3年1月から許可をしております。許可の有効期間は1年以内としており、令和3年12月31日に満了となります。次の議題で制限措置の内容等について諮問させていただきますが、先に許可方針の一部改正について協議します。

あわび漁業許可方針をご覧ください。朱書きの見え消しとなっています。改正部分は、第7（操業区域）で、現在許可をしていない区域は削除しています。また、住所の表記を修正したほか、単に「住所」としていた部分を「住所又は漁業根拠地」と修正しています。

なまこ漁業許可方針をご覧ください。こちらも第7の操業区域を修正するとともに、第9（許可の件数）を、現許可数に合わせて改正します。

改正の適用日は、制限措置の公示日と同日にします。説明は以上です。ご協議よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの説明について、ご意見を伺います。

○大竹委員

漁業根拠地とは何を指しているのか教えてください。

○事務局（保坂）

漁業根拠地とは、主に漁業を行う拠点となる場所です。例えば、漁業をする場所は男鹿にあり、家は秋田市にあるという方は、男鹿が漁業根拠地になります。そのような方も含められるよう、漁業根拠地という記載を追加しております。

○大竹委員

実際にそのような人は増えているのですか。

○事務局（保坂）

北部などにいます。ただ、一部地域によっては、漁業根拠地がその地区にあっても、住所地が異なる者に対しては許可しないというところもありますので、そのような地区ではこの記載は入れない方向で考えております。

○議長

他にご意見・ご質問はありますか。

○委員

（発言なし）

○議長

なければ、この内容でよろしいでしょうか。

○委員

（「はい。」の声あり）

○議長

それでは、この内容で異議なしとします。

議題3：あわび漁業及びなまこ漁業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間、許可の基準について（諮問）

○議長

それでは、次に移ります。議題3について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

あわび漁業及びなまこ漁業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間、許可基準についての諮問です。（諮問分音読）

告示案をご覧ください。表は制限措置の内容を示しております。

先に、あわび漁業について説明します。漁具の種類その他漁業の方法は、「潜水（素潜り又は簡易潜水器に限る。）又は磯見に限る。」としています。操業区域は秋田市沿岸、操業時期は7月1日から8月31日までとします。推進機関の馬力数、船舶の総トン数は定めなしとしており、現在までの許可と同じ内容になっています。許可をすべき漁業者の数は合計8としており、漁業を営む者の資格として、住所要件を定め、秋田市に住所又は漁業根拠地を有する者は6、男鹿市船川港から船越までの区域の者は2としています。この数は、現許可者の数と同数としています。

次に、なまこ漁業ですが、あわび漁業と異なる部分として、操業区域は、能代市沿岸、男鹿市船川港沿岸、秋田市沿岸の3か所に分けております。操業時期は、1月1日から4月30日までと、7月1日から8月31日までとします。許可をすべき漁業者の数は、能代市沿岸及び男鹿市船川港沿岸はそれぞれ8、秋田市沿岸は、秋田市に住所又は漁業根

抛地を有する者が6、男鹿市船川港から船越までの区域の者が1とします。こちらも現許可者の数を上限とします。

次に、許可を申請すべき期間は、漁業調整規則に原則一月を下らない範囲とされておりますので、11月9日から12月10日までとします。この公示に基づく許可の有効期間は、前回同様1年以内とします。

続いて、許可の基準について説明します。こちらは、許可申請者が、公示した数を超えた場合の許可の優先順位の基準を定めるものです。1の(1)～(7)の順番で優先順位を付けて許可をすることになります。(1)は、現在許可を受けており、操業実績がある者となります。(2)は、過去に許可を受けていたことがあり、連続3年間の操業実績がある者。今回の更新では対象者はありませんが、今後実績を有する者を優先することとします。(3)は、現在共同漁業権に基づく操業実績がある者。(4)は、過去に共同漁業権に基づく操業実績がある者。(5)は、許可を受けた人に雇われ、一緒に乗船して操業経験がある者。(6)は、過去に許可者に雇われて操業経験がある者。(7)は、当該漁業の経験がない者、の順番です。

2は、1の規定で同順位である場合に、漁業調整上、所属する漁協及び関係する漁業者の同意を得た者を優先します。

3は、1、2の規定で同順位である場合に、3年の操業実績が多い者を優先します。

1～3でも同順位の場合は、公正な方法でくじを行い、決めることとします。

なお、この基準の施行日は、公示日とします。説明は以上です。ご審議よろしく願います。

○議長

ただいまの説明について、ご質問がありましたらお願いします。

○三浦委員

知事許可漁業の許可の基準について、全国的にもこのように定めているのですか。

○事務局(保坂)

漁業法改正で漁業許可制度が見直され、漁業法及び漁業調整規則の規定に基づき許可の基準を定めることが必要となりました。この案は、他県の基準を参考にしながら作成したものです。

○議長

他にご意見・ご質問はありますか。

○委員

(発言なし)

○議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局(保坂)

(答申案音読)

○議長

ただいまの答申案でよろしいでしょうか。

○委員

(「はい。」の声あり)

○議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題4：秋田海区漁業調整委員会指示（たも網等による沿岸ハタハタの採捕制限）について（協議）

○議長

議題4について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（山田）

初めに、「令和2年度のハタハタ採捕規制に係る指導取締状況」について、このことは今年3月19日開催の第21期第29回の本委員会で報告済みですが、今期も委員会指示を発動したく、重複しますが資料としております。これまでは、全県を対象に遊漁者数や釣獲量調査を兼ねて12月を中心に巡回をしていましたが、昨年度は違反行為に対する指導取締活動に重点を置き、違反行為の発生頻度が高い県北部地区及び時間帯を中心に行っています。罎の使用による違反行為の件数が多く、全てが県北地区で発生している状況です。

次に、昨日、秋田県ハタハタ資源対策協議会が秋田市で開催され、その中で水産振興センターから、資源は依然として低水準にあるとの報告がありました。また、協議会においては、今後3年間となる第9期資源管理期間が定められ、漁獲枠に見合った操業日数制限による漁獲努力量管理を行うことが決定されております。

ハタハタ資源が依然低水準にあるとの報告等から、昨年を引き続き、秋田県漁業調整規則を上回る制限が必要との考えに加え、漁業者が行っている資源管理対策について、広く県民に認識してもらい、資源管理に対する理解を深めてもらうという効果も期待して、昨年度と同じ内容で委員会指示を発動したいと考えておりますが、今回の委員会指示（案）は、第9期資源管理期間に合わせ、有効期間を3年としております。

1年ごとに同じ委員会指示を出した場合と、3年間の指示との違いを、同一人物が毎年違反した場合を例にとって示します。1年ごとの委員会指示では、令和3年度に違反した場合は、令和3年度の指示違反で1回目となりますが、翌年の令和4年度にまた違反した場合、令和4年度の指示違反となり、また1回目となります。2回目ではありません。同じように令和5年度に違反した場合も、1回目とカウントされることとなり、いつまでたっても初犯です。

一方、3年間の指示であれば、令和3年度に引き続き、令和4年度にも違反すると、令和3年度指示違反の2回目、更に令和5年度も違反すると、令和3年度指示違反の3回目と累積されます。このように、委員会指示の実効性を高めるため、今回の指示の有効期間を長く設定しました。

委員会指示の文案は、資料のとおりです。ご協議よろしくをお願いします。

○議長

今回の指示は有効期間を3年間として発動するという事で、ご意見・ご質問はございますか。

○三浦委員

委員会指示文案の、禁止期間が11月20日から翌年1月31日までなのに対し、有効期間

は令和6年6月30日までとなっているのはなぜですか。

○事務局（斎藤）

指示の有効期間最終日である令和6年6月30日は、ハタハタ資源対策協議会の第9期資源管理期間の最終日に合わせて設定しました。この期間の、11月20日から翌年1月31日の間の採捕について制限するということです。

○議長

他にご質問はございますか。

○委員

（発言なし）

○議長

なければ、3年間で指示を発動するという事でよろしいでしょうか。

○委員

（「はい。」の声あり）

○議長

それでは、事務局で手続きをお願いします。

議題5：その他

① 秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について

○議長

それでは、次に移ります。事務局から説明をお願いします。

○事務局（斎藤）

それでは、洋上風力発電関係について報告します。

資料5の上部に、各海域が現在どの段階にあるかを記載しています。

★が一番進んでいる1ラウンド目の能代市・三種町・男鹿市沖と由利本荘市沖で、事業者選定の前です。●が次に進んでいる2ラウンド目の八峰町・能代市沖で、9月13日に促進区域に指定されています。◎が3ラウンド目の男鹿市・潟上市・秋田市沖で、同じく9月13日に、有望な区域として指定されました。それぞれ、詳細に説明いたします。

初めに1ラウンド目の、能代市・三種町・男鹿市沖の促進区域と由利本荘市沖の促進区域についてですが、前回、前々回の報告と同様に、国による事業者の公募占用計画の審査・評価作業中で、新たな動きはありません。スケジュール的に、そろそろ「知事からの意見の参考聴取」があると思われませんが、主管課のエネルギー・資源振興課に問い合わせたところ、まだその情報はないとのことでした。

次に2ラウンド目の八峰町・能代市沖についてです。促進区域に指定され、現在、国による公募占用指針の作成作業を行っている模様です。

前回もお話ししましたが、この海域については、漁業影響調査手法について検討する実務者会議を設置することになり、9月17日に第1回の会議が開催されました。県水産振興センターと国の研究機関が作成した調査手法案について協議しています。現在、その会議での意見を受け、調査手法案を修正中であり、10月29日に開催される第2回実務者会議において、再度検討される予定となっております。

最後に、3ラウンド目の男鹿市・潟上市・秋田市沖についてです。有望な区域として

指定されましたので、今後協議会が設置され協議が始まる予定となっています。

また、先週には秋田県漁協天王地区において、国による調査説明が行われ、調査の実施について漁業者の了承が得られましたので、11月には調査が始まる予定となっております。説明は以上です。

○議長

ただいまの説明について、ご質問はございませんか。

○委員

(特になし)

○議長

進展があれば今後の委員会で報告するという事です。よろしければ次に移ります。

② その他

○議長

「②その他」について、委員の皆様から何かございますか。

○委員

(発言なし)

○議長

事務局から何かありますか。

○事務局(斎藤)

ございません。

8 その他

○議長

議事は全て終了いたしました。その他、委員の皆様から何かございますか。

○委員

(発言なし)

○議長

事務局からはありますか。

○事務局(斎藤)

ございません。

9 閉会

○議長

それでは、これで第22期第4回秋田海区漁業調整委員会を終了します。

終了